

# 青森市立油川中学校 部活動に係る活動方針

令和6年4月1日

## はじめに

- 部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒の自主的、自発的な参加等により行われる活動を通して、スポーツや文化等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等を図っていくものである。
- 全職員の共通理解のもと、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、部活動顧問（以下、「顧問」と表記）の指導に係る業務の適正化が図られるよう、保護者にも活動内容を十分理解してもらい、学校全体の教育活動として適切な部活動の運営を図っていく。
- 本活動方針は、青森県及び青森市の指針を受け、本校における運動部及び文化部を含めた全部活動の活動方針である。

## 1 適切な運営のための体制整備

- (1) 毎年度、「部活動に係る活動方針」を策定し、活動方針及び活動計画等を学校のHPへの掲載等により公表する。
- (2) 顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日など）を作成し、校長に提出する。
- (3) 生徒や教職員の数等を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教職員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、以下の部活動を設置する。

運動部	野球部 バレーボール部女子 サッカー部 卓球部 ソフトテニス部女子 陸上競技部 バスケットボール部
文化部	演劇部 美術部 家庭部 華道部
中体連参加	剣道部 水泳部 バドミントン部
特設	選抜合唱

- (4) 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、顧問の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

## 2 適切な休養日等の設定

- (1) 休養日・休止日の設定

ア 週当たり2日以上上の休養日を設ける。（長期休業中も同様）

・平日は少なくとも1日、週休日（土曜、日曜）は少なくとも1日以上を休養日とする。

イ 青森市の方針により毎週月曜日の定時退下日は部活動休止日とする。

ウ 週休日に大会参加等で活動した場合は、休養日をできるだけ近い週の週休日に振り替える。なお、週休日の振替が計画されていない場合は、大会への参加はできない。

エ 部活動の休止日

・定期テスト前の部活動休止期間（日・祝日を含む）

・学校閉庁日（8/13～15）

・年末年始休業（12/29～1/3）

なお、学校行事等を優先とし、行事の準備・実施に支障がある場合は休止とする。

オ 部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、長期の休養期間（オフシーズン）を各部において設けることとする。

## (2) 活動時間の設定

1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（週休日を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。なお、放課後の活動時間は17：45までとする。

## (3) 主要な大会等の活動について

中学校体育連盟が主催する大会や文化部の連盟等が主催する主要な大会等に向けた活動においては、重点的に取り組むハイシーズン時期とするが、過度な負担とならないよう配慮する。また、別の日に休養日を設けるなど、十分な休養が確保できるよう留意する。なお、中体連大会の2週間前からは、顧問の希望と保護者承諾があれば活動時間30分間の延長を認めるものとする。

## **3 学校単位で参加する大会等の見直し**

校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や顧問の負担が過度とならないことを考慮し、参加する大会やコンクール等を精査する。

顧問は、特に協会や連盟主催の大会等については慣例にとられることなく、学校行事や休養日との兼ね合い、他校の参加状況に照らし合わせ、大会への参加を精査するものとする。なお、各部において年間活動計画を作成し、年間での大会参加等に過度な負担がないかを吟味の上、校長の許可を得るものとする。また、練習試合等については、生徒の健康、移動の負担を考慮し、相手は近隣のチームに限ることとし、宿泊の伴う場合や他県への遠征は校長の許可を取ることとする。

## **4 運営上の留意点**

(1) 顧問は、中央競技団体等から出された指導の手引きを十分に参考にすると共に、青森市教育委員会からの「運動部活動の方針」の「7 スポーツ障害の予防と応急処置」を参考にして指導に当たるものとする。また、本校における「部活動のきまり」を生徒によく理解させ、安全に、そして、礼節を身に付け、心身が鍛えられ、より良い仲間づくりにつながるよう指導する。

(2) 部活動加入については、任意加入とする。

(3) 外部コーチ等について

- ・外部コーチは顧問の推薦により、校長が面接した上で承認し、活動を依頼するものとする。その任免権は校長にある。活動においては顧問の指示や学校の方針に従うこととする。
- ・学校支援地域本部事業における部活動支援については、見守り活動を主とするものであり、コーチングなどを目的としたものではない。

## **5 その他**

(1) 適切な指導について

- ・科学的なトレーニングや合理的な指導方法を積極的に学び、短時間で効果が得られるよう、練習方法を工夫する。
- ・顧問は、活動場所や施設、用具などの安全管理とともに、部員の健康管理及び事故防止と安全指導を行う。
- ・いかなる理由があっても、部活動の指導で体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、体罰等のない指導に徹する。

(2) 部活動や地域移行について

- ・青森市の方針に則り、適宜実施していくこととする。